

七戸町農業施設
七戸町農産物加工センター
(農産物加工開発研修センター)
指定管理者募集要項

令和2年8月
七戸町農林課

目 次

1 施設概要	1
2 管理の基準	2
3 管理業務の範囲	3
4 指定期間	3
5 公募スケジュール等	3
6 選定等のスケジュール	4
7 応募資格	4
8 応募書類	4
9 選定方法等	6
10 指定管理料	8
11 責任区分	9
12 事業報告	9
13 事業の検証及びモニタリング調査の実施	9
14 その他	10
15 問合せ先	10
16 配布資料	10
17 参考資料	11

七戸町農業施設・七戸町農産物加工センター（農産物加工開発研修センター）

指定管理者募集要項

七戸町農業施設及び七戸町農産物加工センター（農産物加工開発研修センター）の管理業務を効果的且つ効率的に行うため、次のとおり募集いたします。

1 施設概要

(1) 施設の名称・所在地

- 1) 七戸町農業施設
青森県上北郡七戸町字左組 142-1
- 2) 七戸町農産物加工センター（農産物加工開発研修センター）
青森県上北郡七戸町字山館 25-1

(2) 設置目的

- 1) 七戸町農業施設
農業振興による農業経営者の生活安定を図ることを目的とします。
- 2) 七戸町農産物加工センター（農産物加工開発研修センター）
農産物の加工等を通じ、農業者等地域住民の交流の促進及び生きがいのある農村社会の構築に資することを目的とします。

(3) 面積・構造

- 1) 七戸町農業施設
詳細は別紙「七戸町農業施設指定管理運営業務仕様書」に記載します。
- 2) 七戸町農産物加工センター（農産物加工開発研修センター）
詳細は別紙「七戸町農産物加工センター（農産物加工開発研修センター）指定管理運営業務仕様書」に記載します。

(4) 平成 30 年度及び令和元年度の使用状況及び主な経費

農業施設	来場者数 (人)	収 入 (千円)						
		バラ等販売		指定管理料等		計		
平成 30 年度	20,987	23,097		23,162		45,953		
令和元年度	18,887	22,059		27,665		49,724		
		支 出 (千円)						
		人件費	事業 原価	通信 運搬費	光熱 水費	燃料費	その他	計
平成 30 年度		21,455	7,566	1,822	4,253	2,547	8,489	46,132
令和元年度		24,946	6,885	1,905	3,730	1,454	10,894	49,814
加工センター	使用者数 (人)	収 入 (千円)						
		使 用 料					計	
平成 30 年度	909	975					975	
令和元年度	872	888					888	
		支 出 (千円)						
		人件費	修繕料	消耗品	保守料	燃料費	計	
平成 30 年度		909	406	75	562	558	2,510	
令和元年度		1,059	646	103	637	540	2,985	

(5) 施設の管理運営方針

- 1) 設置目的を達成するため、施設を効率的且つ効果的に管理し、使用者及び来場者の利便性の向上と管理経費の節減を図ります。
- 2) 体験農園等、様々な活動を実施することが可能です。事業は、最小の経費で最大の効果を得られるように実施します。
- 3) 使用者及び来場者の意見を施設運営に反映させ、利便性向上や事業内容の充実などを図ります。

2 管理の基準

(1) 施設使用・使用期間

1) 七戸町農業施設

- ① 使用期間 4月1日から翌年3月31日まで

※ 使用者及び来場者の利便性及び運営の効率性を考慮して使用期間を変更することができます。なお、変更の際は七戸町と指定管理者が協議のうえ決定します。

- ② 休業日 12月29日から翌年の1月3日まで

※ 七戸町農業施設の設置及び管理に関する条例では、休業日を土曜日、日曜日及び国民の休日(国民の休日に関する法律)としておりますが、当施設では営業日として施設開放することとします。なお、休業日の変更を希望する際は、七戸町と指定管理者が協議のうえ決定します。

- ③ 開場時間 9時から17時まで

※ 使用者及び来場者の利便性及び運営の効率性を考慮して使用時間を変更することができます。なお、変更の際は七戸町と指定管理者が協議のうえ決定します。

2) 七戸町農産物加工センター(農産物加工開発研修センター)

- ① 使用期間 4月1日から翌年3月31日まで

※ 使用者の利便性及び運営の効率性を考慮して使用期間を変更することができます。なお、変更の際は七戸町と指定管理者が協議のうえ決定します。

- ② 休業日 特になし

※ 変更の際は七戸町と指定管理者が協議のうえ決定します。

- ③ 使用時間 9時から17時まで

※ 七戸町農産物加工センターの設置及び管理運営に関する条例では、21時までとなっておりますが、当施設では17時までとします。

※ 使用者の利便性及び運営の効率性を考慮して使用時間を変更することができます。なお、変更の際は七戸町と指定管理者が協議のうえ決定します。

(2) 法令等の遵守

業務を遂行するうえで、以下の法令を遵守してください。

- 1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- 2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)他、労働関係法令
- 3) 消防法(昭和23年法律第186号)
- 4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)及び関係法令
- 5) 七戸町農業施設の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第134号)
- 6) 七戸町農業施設の設置及び管理に関する規則(平成18年規則第22号)
- 7) 七戸町農産物加工センターの設置及び管理運営に関する条例(平成17年条例第135号)
- 8) 七戸町農産物加工センターの管理運営に関する規則(平成17年規則第99号)
- 9) 七戸町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年条例第63号)

- 10) 七戸町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成 17 年規則第 48 号)
 - 11) 七戸町個人情報保護条例(平成 23 年条例第 1 号)
 - 12) 七戸町個人情報保護条例施行規則(平成 23 年規則第 1 号)
 - 13) 七戸町情報公開条例(平成 17 年条例第 7 号)
 - 14) 七戸町暴力団排除条例(平成 23 年条例第 10 号)
 - 15) その他運営管理業務を行うにあたり遵守すべき法令
- (3) 自主事業
- 施設の設置目的を効果的に達成するため、施設を活用した自主事業を実施することができます。なお、事業実施にあたっては、事前に七戸町の承認が必要となります。
- 1) 指定管理者が施設内において、花き等(果菜類・果物含む)の栽培による販売、イベント等を行う事業のことをいいます。
 - 2) 自主事業が本来の業務に支障を与えていると判断される場合は、自主事業の改善又は中止等を命ずる場合があります。

3 管理業務の範囲

業務の範囲は以下のとおりとなります。

- (1) 施設の運営に関する業務
 - 1) 七戸町農業施設
詳細は別紙「七戸町農業施設指定管理運営業務仕様書」に記載します。
 - 2) 七戸町農産物加工センター(農産物加工開発研修センター)
詳細は別紙「七戸町農産物加工センター(農産物加工開発研修センター)指定管理運営業務仕様書」に記載します。
- (2) 施設及び設備等の維持管理に関する業務
- (3) 施設及び設備の使用許可等に関する業務
- (4) その他の業務
※ 各施設における業務内容の詳細については、別紙仕様書をご確認ください。

4 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで(3 年間)

5 公募スケジュール等

- (1) 募集要項等の配布
 - 1) 期間：令和 2 年 8 月 19 日(水)9 時から令和 2 年 9 月 25 日(金)正午まで
(土・日曜日、祝日を除く)
 - 2) 配布場所：七戸町農林課(役場本庁舎 1 階)
※ 七戸町ウェブサイトからもダウンロードできます。
- (2) 説明会の開催
 - 1) 日時：令和 2 年 9 月 1 日(火)13 時 30 分から
 - 2) 開催場所：中山間活性化センター(同施設内) 1 階 会議室
※ 参加希望者は令和 2 年 8 月 24 日(月)午前 9 時から令和 2 年 8 月 26 日(水)正午までに七戸町農林課へお申し込みください。
- (3) 募集要項等に関する質問の受付等
 - 1) 受付期間：令和 2 年 9 月 14 日(月)午前 9 時から令和 2 年 9 月 16 日(水)正午まで
 - 2) 受付方法：質問書(様式第 6 号)により七戸町農林課へ提出してください。
 - 3) 回答方法：令和 2 年 9 月 18 日(金)までに説明会出席者及び募集要項配布団体に対し、ファクシミリ又はメールで回答します。

注) 受付期間を過ぎた質問事項、単なる意見に過ぎない内容等については、お答えすることができません。

(4) 申請書等の受付

- 1) 受付期間：令和2年9月30日(水)から令和2年10月2日(金)正午まで
(土・日曜日、祝日を除く)
- 2) 受付場所：七戸町農林課
〒039-2792 青森県上北郡七戸町字森ノ上 131-4
電話：0176-68-2116 ファクシミリ：0176-68-2804
担当：中野渡(ナカノワタリ)
Mail：norin01@town.shichinohe.lg.jp
- 3) 提出方法：七戸町農林課へ郵送または持参してください。
(提出部数：正1部、副10部)

6 選定等のスケジュール

- (1) 選定評価委員会の開催予定 令和2年10月中旬
- (2) 選定結果の通知 令和2年10月下旬を目途に審査結果を郵送で通知します。
- (3) 指定議案の提案 令和2年12月議会に提案します。
- (4) 指定の通知 令和2年12月議会終了後、文書にて通知します。
- (5) 協定の締結 令和3年4月1日とします。

7 応募資格

法人その他の団体で、次の全ての要件を満たす者とします。

- (1) 法律行為を行う能力を有していること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定により更生または再生手続きを行っていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む)の規定により、七戸町の一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団(暴力団による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- (7) 町内に事業所或いは支店、営業所を置く団体であることとし、団体内にバラの栽培技術を有する職員が在籍し配置する計画であること。または、期日までに配置する事が確実であること。

8 応募書類

- (1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)
※グループ応募の場合の記載にあたっては団体名を記入し、代表者氏名はグループの代表者を記入してください。
- (2) グループ応募構成員表(様式第2号)
※グループ応募の場合のみとなります。代表団体を選定してください。
- (3) 七戸町農業施設・七戸町農産物加工センター(農産物加工開発研修センター)事業実施計画書(様式第3号)

【事業実施計画書には次の事項を列記してください】

- ・ 団体の概要
- ・ 管理運営業務全般の実施計画(管理運営方針等)
- ・ 管理業務の実施計画(職員配置、施設管理等)
- ・ 運営業務の実施計画(平等使用、利用者サービス等)/様式第3号別紙を添付

- (4) 七戸町農業施設管理運営収支予算書(様式第 4-1 号)※ 指定期間各年度分
 - 1) 収入、支出の項目毎の金額を説明する資料(積算内訳)を提出してください。(任意様式)
- (5) 七戸町農産物加工センター(農産物加工開発研修センター) 管理運営収支予算書(様式第 4-2 号)※ 指定期間各年度分
 - 1) 収入、支出の項目毎の金額を説明する資料(積算内訳)を提出してください。(任意様式)
- (6) 応募資格を証する書類
 - 1) 法人の場合は、町税及び平成 30 年度・令和元年度(直近 2 ヶ年)の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税を証する書類
 - 2) 法人以外の団体においては、団体の代表者の住民票の写し及び納税を証する書類(納税証明書等)
 - 3) 応募資格の(1)～(8)に係る誓約書(様式第 5 号)

※ グループ応募の場合は、構成員全ての団体名等を記載のうえ提出してください。
- (7) 定款又は寄附行為の写し又は登記事項証明書(法人以外の団体は会則等)
- (8) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (9) 組織・運営・業務概要を記載した書類
- (10) 事業報告書及び決算報告書一式(平成 30 年度、令和元年度又は直近 2 カ月)
 - 1) 損益計算書及び貸借対照表を含みます。
 - 2) 当該年度(令和 2 年度又は当期)の事業計画書及び収支予算書
当該その他団体内において経営に係る計画がある場合は、提出をお願いいたします。
- (11) 類似施設等の管理運営実績がある場合には、類似施設等管理実績表

【応募に関する留意事項】

- (1) 1 団体 1 申請として重複申請は禁止します。

※ 単独で応募した法人等は、同一の指定管理者の募集に対してグループ応募の構成員となることはできません。又、同一の指定管理者の募集に対し、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。
- (2) グループ応募の構成員のうちに応募資格を満たさない者がある場合は、指定を受けることはできません。
- (3) 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づき設立された事業協同組合又は特別の法律によって設立された組合が参加する場合においては、その組合員が他のグループに参加し、又は単独で参加することはできません。
- (4) 管理業務の一部を第三者に委託する場合は、見積書等の積算根拠となる資料を提出してください。
- (5) 応募に要する費用は応募者の負担となります。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) 上記の書類がなく、新たに作成することができない特別の事情がある場合は、書類がない旨及びその理由を記載した申立書(任意様式)を提出してください。
- (8) 応募締め切り後は、提出された書類の内容の変更又は追加には応じません。
- (9) 提出された書類に虚偽の記載があった場合には失格となります。
- (10) 提出された書類は、指定管理者の選定以外の目的には使用しません。但し、七戸町情報公開条例の定めにより、不開示情報(個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報)を除き、開示の対象となります。
- (11) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- (12) 選定結果は、七戸町のウェブサイトで開催します。

9 選定方法等

(1) 選定方法

指定管理者は、提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募団体の中から七戸町が設置する「七戸町公の施設指定管理者選定委員会」による候補者の選定審査を踏まえ、町長が候補者を決定し、議会の議決を経て正式に決定します。

(2) 選定基準

指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、下記(5)「選定基準及び審査内容」に基づき総合的に判断し決定します。なお、効率性の採点にあたっては、提案された事業計画、その他の提案内容等と指定管理料を総合的に勘案して行います。

(3) 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、「七戸町公の施設指定管理者選定委員会」において、審査(書類審査及びプレゼンテーション)により選定を行います。

- 1) 応募者が1団体の場合においても上記審査を行い、評価が基準に満たない場合は再募集をすることがあります。
- 2) 審査項目及び各項目の配点については、(5)のとおりとします。
- 3) 評価点数については、各選考委員が採点した審査項目の総合とします。
- 4) 参加者の中で、各選考委員が付けた点数の最も多かったものを第1候補者とします。
- 5) 上記2)により算出した評価点数が満点(選考委員数×100点)の50%に満たない場合は、候補者として選定しないものとします。
なお、選定に係るその他の措置は以下のとおりとします。

① 最高得点者が2団体以上となった場合

最高得点を獲得した団体が2団体以上(同点)となった場合は、当該団体の立会いの下、抽選により第1順位及び第2位順位を決定します。

② 選定後に候補者資格を取り消した場合

選定後、指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じ、候補者資格を取り消した場合は、審査において第2順位候補者となった者を候補者に選定できるものとします。

③ 審査の結果、適当な団体がないと判断された場合

審査結果において、指定管理者として適当な団体がないと判断された場合、直営とするか、指定管理者による管理とするかを再度検討します。検討の結果、後者を選択する場合は、再募集等について速やかに進めるものとします。

- 6) 1申請団体あたりの説明時間(パワーポイントを使っての説明も可)は20分以内とし、質疑時間は20分以内とします。

(4) 指定管理者の指定手続き

選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を議会に対して提案し、議決後、指定管理者として指定します。

(5) 選定基準及び審査内容

指定管理者を選定する際の選定基準、審査内容は次のとおりです。

選定基準	評定（数値は配点）					配点
	優	やや 優れ ている	普通	やや 劣っ ている	劣	
1. 町民の平等な使用の確保がされるか。	(20点)					()
①施設の設置目的を十分理解した提案となっているか。	10	7	5	3	1	
②施設の受付など、町民が使用するにあたって平等な使用が図られる内容となっているか。	10	7	5	3	1	
2. 使用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。	(20点)					()
①具体的なサービスの向上策や対応策が提案されているか。	10	7	5	3	1	
②トラブルや苦情処理への対応策が提案されているか。	10	7	5	3	1	
3. 効果的且つ効率的な管理を実施できるか。	(40点)					()
①施設の使用促進に向け、適切な計画を有しているか。	10	7	5	3	1	
②効果的な業務体制及び雇用計画が提案されているか。	10	7	5	3	1	
③収入・支出の生産が妥当であり、計画との整合性が図られているか。	10	7	5	3	1	
④類似施設の運営経験はあるか。	10	7	5	3	1	
4. 法人等の経営基盤が安定しているか。	(10点)					()
①事業活動や財務状況は安定しており、安定的な財政基盤はあるか。	5	4	3	2	1	
②施設の機能を十分に活用した運営ができる職員構成、職員数であるか。	5	4	3	2	1	
5. 緊急時の危機管理体制が確立されているか。	(10点)					()
①個人情報の扱いについて、基本的な考え方が示されているか。	5	4	3	2	1	
②災害その他緊急時における組織対応や連絡体制は確立されているか。	5	4	3	2	1	
総合評価（100点）	/100					

10 指定管理料

- (1) 七戸町は毎年度の予算の範囲内において、七戸町農業施設等の管理に必要な経費を指定管理料として施設毎に指定管理者に支払うこととし、その具体的な金額は、申請時に提案された収支予算書に基づき、指定管理者と七戸町が協議のうえ、会計年度毎に年度協定で定めます。
- (2) 指定管理料基準額
17,330千円／年平均(消費税及び地方消費税を含む)
※ 指定管理料基準額については令和2年度当初予算額等を基礎に、選定における基準との比較を行うために算出した額であり、今後、七戸町で定める予算額及び指定管理者指定議決後に締結する協定での指定管理料の額とは異なります。なお、指定管理料の金額、支払の時期及び方法は別途年度協定書で定めます。
- (3) 指定管理料は原則変更しませんが、当初想定されなかった特別な事情が発生した場合は、その都度協議を行い決定します。

【指定管理料基準額の内訳】

【七戸町農業施設】	合計額	14,600,000円
(収入)		0円
使用料(使用料徴収業務はありません。)		0円
(経費)		14,600,000円
人件費(バラ栽培技術者含む3名)		8,480,000円
備品消耗品費		540,000円
燃料費		900,000円
光熱水費		2,160,000円
修繕料		200,000円
通信運搬費		230,000円
草刈業務委託料		2,000,000円
広告宣伝費(七戸町観光HP)及び地域カード手数料		90,000円

【七戸農産物加工センター(農産物加工開発研修センター)】	合計額	2,730,000円
(収入)		0円
使用料(使用料は町が徴収します。)		0円
(経費)		2,730,000円
人件費(受付・管理報告業務等1名)		1,230,000円
備品消耗品費		140,000円
燃料費		550,000円
修繕費		100,000円
通信運搬費		50,000円
機器保守業務委託		660,000円

- (4) 指定管理料は、当初想定されなかった特別な事情が発生した場合を除き変更はありません。支払方法については、四半期毎の支払となります。
- (5) 利益の取扱いについて
- 1) 指定管理業務にかかる経費及び収入は、法人等の口座とは別に専用の口座を設け管理してください。また、指定管理者としての業務にかかる経費とその他の業務にかかる経費を区分して経理してください。
 - 2) 自主事業で得た収入により利益を得た場合は、設置目的及び施設の基本機能の整備を七戸町が行っていることから算定した金額を七戸町へ納入または施設の機能向上を目的とした設備等の費用に充てていただきます。

基準額	取扱い	計算方法
会計年度毎の税引後の当期純利益が300万円以下の場合	100%の割合を指定管理者の利益とします。	
会計年度毎の税引後の当期純利益が300万円以上の場合	右の計算方法により算出した金額を七戸町へ納入または施設の機能向上を目的とした設備等の費用に充てることとします。	(税引後純利益の金額 -300万円)×50%

- 5) 自主事業の可否は、施設の設置目的に照らして判断することとなりますが、設置目的を踏まえて相応しくないと判断される事業は、実施を承認しない場合があります。
- 6) 七戸農産物加工センター(農産物加工開発研修センター)の使用料については、七戸町が徴収します。
- (7) 秘密保持義務について
指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下、「従事者」という。)は、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用することはできません。
また、指定管理者の指定期間の満了若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様となります。

11 責任区分

- (1) 責任分担について
七戸町と指定管理者の責任分担は、七戸町農業施設指定管理運営業務仕様書及び七戸町農産物加工センター(農産物加工開発研修センター)管理業務仕様書に明記しています。
- (2) 損害賠償について
七戸町に施設設置者として瑕疵があった場合は、七戸町が損害賠償を負いますが、その損害が指定管理者の施設の管理責任に起因したものであるについては、指定管理者が七戸町または第三者に対してその損害賠償を負うこととなります。

12 事業報告

- (1) 指定管理者は毎年度終了後、管理運営の業務に関する事業報告書を速やかに提出しなければなりません。
- (2) 七戸町は施設の責任者として、定期的に指定管理者からの運営状況の聴取及び実地調査を実施します。

13 事業の検証及びモニタリング調査の実施

- (1) 施設所管課は事業報告書等に基づき、指定管理者による運営状況について確認・検証し、不適切な状況に対しては必要に応じて改善指導を行います。
また、その内容については、施設への掲示や七戸町のウェブサイトへの掲載により公表することとします。
- (2) 施設所管課は、施設の設置者としての責任を果たす立場から、指定管理者との協議のうえ、町民ニーズの把握や使用者の要望等を施設の管理運営に反映させるために、モニタリング調査(施設の管理運営状況の聴取や実地調査)を行うことにより、当該施設の適切な管理運営が行われるよう努めることとし、不適切な状況に対しては必要に応じて改善指導を行います。
また、モニタリングの調査結果については、施設への掲示や七戸町のウェブサイトへの掲載により公表します。

14 その他

- (1) 管理運営に必要なため、七戸町の備品については無償で使用できますが、使用に係る修繕費は、指定管理者の負担となります。又、指定管理料で購入する備品については、3年以内に償却できるものである場合において指定管理者に帰属するものとし、3年以上のものについては、七戸町と協議が必要です。
- (2) 管理業務の全部を第三者に委託することは禁止します。管理業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ書面により七戸町の承認が必要です。
- (3) 七戸町情報公開条例に基づき、管理を行う公の施設に係る情報の開示及び提供に努めなければなりません。
- (4) 七戸町は、指定管理者が協定の締結までに経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認める場合には、指定を取消し、協定を締結しないことができます。
- (5) この要項及び協定に違反したときは、指定期間内であっても業務の全部又は一部の指定を取り消すことがあります。
- (6) 指定管理者は原則として法人税、法人町・県民税及び法人事業税等の課税対象となり、それを負担しなければなりません。
- (7) 七戸町民の雇用について、十分な配慮を行ってください。
- (8) 中山間活性化センター、七戸町農産物加工センター（農産物加工開発研修センター）は、七戸町地域防災計画において、指定緊急避難場所と指定避難所に指定されています。このことから、災害時には、避難場所、避難所として優先的に使用します。
- (9) 中山間活性化センターの使用については、地域住民と相互協力をいながら円滑な事務手続きを行い、使用促進に繋げてください。
- (10) 指定管理者は、業務に係る関係法令等の遵守に努めるものとします。

15 問合せ先

【担当課】 七戸町農林課
住所：〒039-2792 青森県上北郡七戸町字森ノ上 131-4
電話：0176-68-2116 ファクシミリ：0176-68-2804
Mail：norin01@town.shichinohe.lg.jp
担当：中野渡(ナカノワタリ)

16 配布資料

- (1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- (2) グループ応募構成員表(様式第2号)
- (3) 七戸町農業施設・七戸町農産物加工センター(農産物加工開発研修センター)事業計画書(様式第3号)
- (4) 七戸町農業施設・七戸町農産物加工センター(農産物加工開発研修センター)の使用促進のための実施計画書(様式3号別紙)
- (5) 七戸町農業施設管理運営収支予算書(様式第4-1号)
- (6) 七戸町農産物加工センター(農産物加工開発研修センター)管理運営収支予算書(様式4-2号)
- (7) 指定管理者の申請に係る応募資格誓約書(様式第5号)
- (8) 応募に関する質問書(様式第6号)
- (9) 七戸町農業施設指定管理運営業務仕様書
- (10) 七戸町農産物加工センター(農産物加工開発研修センター)指定管理運営業務仕様書

17 参考資料

- 1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
- 2) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)他、労働関係法令
- 3) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- 4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)及び関係法令
- 5) 七戸町農業施設の設置及び管理に関する条例(平成 17 年条例第 134 号)
- 6) 七戸町農業施設の設置及び管理に関する規則(平成 18 年規則第 22 号)
- 7) 七戸町農産物加工センターの設置及び管理運営に関する条例(平成 17 年条例第 135 号)
- 8) 七戸町農産物加工センターの管理運営に関する規則(平成 17 年規則第 99 号)
- 9) 七戸町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年条例第 63 号)
- 10) 七戸町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成 17 年規則第 48 号)
- 11) 七戸町個人情報保護条例(平成 23 年条例第 1 号)
- 12) 七戸町個人情報保護条例施行規則(平成 23 年規則第 1 号)
- 13) 七戸町情報公開条例(平成 17 年条例第 7 号)
- 14) 七戸町暴力団排除条例(平成 23 年条例第 10 号)
- 15) その他運営管理業務を行うにあたり遵守すべき法令

七戸町農業施設・七戸町農産物加工センター（農産物加工開発研修センター）配置図

